

文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の
一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の一部改正に伴い、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第46号）について、以下のとおり規定を整備する。

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第二十一条 （略） （児童指導員の資格） 第二十二條 一から三 （略） 三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号第五条）の二の八 <u>第一項</u> に規定するこども家庭ソーシャル ワーカーの資格を有する者 四から十 （略） 第二十三条から第三十六条 （略） <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第一条から第二十一条 （略） （児童指導員の資格） 第二十二條 一から三 （略） 三の二 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号第五条）の二の八 _____に規定するこども家庭ソーシャル ワーカーの資格を有する者 四から十 （略） 第二十三条から第三十六条 （略）